

滋賀県歯および口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例案要綱に対して

提出された意見について

1 意見募集の結果

平成26年10月10日(金)から同年11月10日(月)までの間、滋賀県歯および口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例案要綱についての意見を募集した結果、54名(団体)の方から、57件の意見が提出されました。なお、この条例案要綱案については、関係団体に対しても、意見照会を行いました。

提出された意見は、取りまとめの便宜上、同趣旨のものをまとめて要約しています。

2 提出された意見(57件)

提出された意見の概要	
1	<p>第5の第1項の歯科医療等関係者の役割について、「良質かつ適切な歯科医療または歯科保健指導を提供するよう努めるものとする」とされていますが、国家資格である歯科衛生士と資格不要の歯科助手の医療行為について、歯科助手が歯科衛生士の業務内容まで行っている歯科医院があると聞きます。このようなことは、医療事故や感染症に繋がる危険性が高いと考えますが、実態を把握されていますか。この条例で上記の状況を是正できると考えますか。</p>
2 ～ 52	<p>第5の第3項の「教育関係者の役割」および第14の「学校等におけるフッ化物洗口の普及等」について、子どもの健康を守る観点から、下記の理由により、安全性等に問題のあるフッ化物洗口を一律に学校等に導入すること、および学校等で集団で行うことに反対します。</p> <p>よって、次のことを求めます。</p> <p>(1) 条例案中のフッ化物洗口に関する部分を削除し、フッ化物洗口ではない方法で、歯および口腔の健康づくりの推進に取り組むように原案の変更をすること。</p> <p>(2) フッ化物洗口を学校等で強制的に実施しないようにし、フッ化物洗口をするか否かは個人が選択できるようにすること。</p> <p><理由></p> <p>(1) フッ化物洗口については、WHOでは「6歳以下は禁忌」とし、日本弁護士連合会も2011年に総理大臣等に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を出している等、安全性等の観点から様々なリスクがあり、その効果に疑問があることが指摘されていること。</p> <p>(2) 安全かどうかははっきりしない薬物洗口を押し付けるより、ブラッシングをさらに指導したり、歯がなるべく酸性化しないような食事をとることによる方が手軽で何より安全な方法であり、何より歯の健康に対する意識の向上のためには有効であると考えられること。</p> <p>※ フッ化物洗口に関する意見は、51件ありましたが、内容がほぼ同趣旨でありましたので、1つにまとめさせていただきました。なお、意見の一覧は、別添参考のとおりです。</p>

53	<p>第14のフッ化物洗口の普及について、効果的な取組の推進という表現にとどめられなかったのでしょうか。現在、県下市町村において既にフッ化物洗口が開始されているところがありますが、全県への広がりには期待できていません。「フッ化物洗口」を明記されるのなら実施されていない市町村へのアプローチに自信が有ることと理解してよろしいのでしょうか。現在実施されている市町村においても小学校在学中にとどまり、中学校での実施は現実となっておらず、ウ蝕罹患率は急に中学校時において増加していますが、フッ化物洗口を中学校時までとする市町が出てこないことについて、どのように考えておられますか。</p>
54	<p>第14のフッ化物洗口について、生涯歯科保健施策の観点からは保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるものではないか。</p>
55	<p>第3章の歯および口腔の健康づくりの推進について、厚生労働省の「平成23年歯科疾患実態調査」より高校卒業以降の成人期～高齢期は歯科検診等の機会が不足しているために未処置歯の保有者率が急激に増加していること、そして地域でおこなわれている歯周疾患健診については受診率が極めて低率であり、成人期以降の歯科保健対策が貧弱であることから、成人期以降の施策の重要性がもう少しはっきりと明記されているべきではないか。</p>
56	<p>第11の配慮を必要とする障害者等の歯科保健サービス等の機会の確保等について、は今年、国連の「障害者の権利に関する条約」が批准されており、その中で配慮は「合理的配慮」と訳されています。よって、この第11も「合理的配慮を必要とする・・・」にした方がより理解し易いのではないかと考えます。</p>
57	<p>第19の歯および口腔の健康づくり週間について、厚労省、文科省、日本歯科医師会が1958年から実施している6月4日から6月10日までの「歯と口の健康週間」も入れていただきたい。</p>

<参考> フッ化物洗口に関して提出された意見（51件）の一覧

○ 第5の第3項「教育関係者の役割」、第14「学校等におけるフッ化物洗口の普及等」に対する意見の概要	
1	安全性に問題のあるフッ化物洗口を学校で集団で行うことに反対です。1%で劇薬指定されており、殺鼠剤にも使用されているものを5, 6歳から10年以上にわたって体に取り入れることが本当に安全なんでしょうか。急性中毒はおこらなくても慢性中毒がないと言い切れるのか。フッ化物洗口に関わる文言の削除を求めます。
2	フッ化物洗口についてはWHOが「6歳以下は禁忌」としており、1%で劇薬と指定されているようなものです。日弁連も2011年に総理大臣等に意見書を出しており、安全性等の問題を指摘しています。今、フッ化物洗口が必要なのでしょうか。なぜ、保育所や幼稚園、小学校、中学校等で行う必要があるのか理解できません。行うのなら、危険性も説明した上で、親の責任において学校外で行うべきです。「学校等におけるフッ化物洗口の普及等」の部分については「フッ化物洗口」を除くべきだと考えます。
3	歯磨きの推進は問題ないと思うが、フッ化物洗口については問題があります。WHOは6歳以下は禁忌としており、日弁連は2011年1月に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を厚生労働大臣、文部科学大臣、総理大臣に提出しています。フッ化物洗口の安全性については疑問があらゆるところに提示されており、慢性中毒や急性中毒の危険性が示されています。そのような危険なことを条例にするのか疑問です。また、虫歯予防の効果も「ない」とする研究者もいます。効果が曖昧で、危険性のあるものを集団で学校で行うことを推進する条例に反対です。
4	フッ化物洗口を一律、学校現場に強制導入することは、子どもの健康、人権の面から問題があり、反対です。WHOでも疑問視されており、歯科医の中にも問題があるとして反対されている方もおられます。日本弁護士連合会や学校養護教諭の団体からも「集団フッ化物洗口、塗布の中止を求める」要望書等が出されています。以上の点から学校への導入を反対します。
5	滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例に反対します。その理由は、県下の学校等において「フッ化物洗口」を進め、これを子どもたちに強制するものとなるからです。フッ素は、劇薬で、WHOも特に、「フッ化物洗口は6歳以下は禁忌」としています。中毒症状や斑状歯等を起こし、発がん物質の可能性も疑われるものを子どもに強制しないでほしい。薄めたらよいというものではない。虫歯予防の効果も疑われています。次のアスベスト問題にならないうちに、中止すべきです。
6	県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるフッ化物洗口の普及を条例で定めるよう審議されるとのことですが、子どもへのフッ化物洗口推奨に反対します。フッ素は神経毒であり多動性障害、記憶障害、知能障害を引き起こす可能性のある物質であること等が実験により示されています。このような危険な物質を親の手の届かないところで子どもに推奨することは断じて許せません。教育関係者が子どもに対してフッ化物洗口を推奨する内容部分の条例からの削除を求めます。
7	フッ化物という薬物を長期間にわたって口の中に入れさせるフッ化物洗口の学校での実施は絶対反対です。ブラッシングという手軽で何より安全な方法があるにもかかわらず、安全かどうかははっきりしないものを使う理由が分かりません。学校での歯科検診の結果が使われているようですが、学校での検診が正確なものではないことは多くの歯科医師が認めるところです。 毎日口をゆすぐ習慣が身につけば、それだけでも十分な効果があるのではないのでしょうか。副作用も報告されている薬物洗口に頼るより、一生使う「ブラッシング」をさらに指導することが安全で安上がりで、何より歯の健康に対する意識向上のためには有効だと考えます。正しいブラッシングが実行されれば十分に虫歯予防になり、フッ化物洗口は蛇足だと考えます。
8	「学校園でフッ化物洗口にとりくむ」ことは大反対です。 その理由は、①危険かもしれない物質を、子や孫の口に入れてもらいたくない、②幼稚園児、保育園児、小学校低学年では、100%安全ではないものを誤って飲み込んでしまうかもしれない、③超多忙な学校現場に持ち込んで、教職員の多忙に拍車をかけないほ

	<p>しい、④個人の健康管理を議会が強制し、学校現場にまで強制につながる事柄を決めないでほしい、⑤万一の事故、副作用などの責任はいったい誰がとるのかということからです。強制や押しつけでは、健康づくりの推進につながりません。</p>
9	<p>小学校低学年の子どもが誤飲をし、しばらく守山市全体でフッ化物洗口を中止していたとのことです。中止しなければならないほど危険なものを、学校で実施してよいのでしょうか。</p> <p>条例（案）では幼稚園から中学校まで 10 年以上続けてフッ化物洗口をすることになりますが、毒性が弱いといっても、蓄積されていきます。危険なものを、薄めるからといって学校にもちこまないでください。条例の特に 14 条については、反対します。</p>
10	<p>歯と口腔の健康は身体健康という観点から県としてしっかり推進してほしいと思いますが、歯と口腔の健康を保つ方法については、歯垢が残らないようにブラッシングする、歯がなるべく酸性化しないような食事をとるなど、健康を保つことへの意識を高め、行動化できることが大切と考えます。</p> <p>フッ素洗口には様々なリスクがあることが明らかにされていますし、有効性に疑問を呈している研究者もいます。WHOでは「6歳以下は禁忌」とし、歯磨き剤に添加する場合に明記が義務付けられている国もあります。学校関係者が専門でもないのに、医療行為を行ってもいいのかということ点も納得できません。また、薬への反応のあり方は子どもによって様々ですし、何かトラブルがあってからやめることは絶対避けなければいけないのではないのでしょうか。「少しでも疑わしきは使用しない。」と考えるのが、子どもの健康権を守る上で大事な観点です。</p> <p>フッ素洗口ではない方法で、歯および口腔の健康づくりの推進にとりくむ条例に成文を変更してください。</p>
11	<p>フッ素は殺鼠剤の主原料としてよく用いられているほど、毒性の強いものです。自然界にもある物質で、野菜などからも微量に摂取されているので、フッ素の欠乏も考えられませんが、虫歯予防になるかも疑問です。以上のことから、学校でのフッ素洗口の実施について強く反対します。子ども達の体にとってとても危険な措置と考えます。</p>
12	<p>「フッ化物洗口」だけが、不自然に具体的に薬品名が記述されている。フッ素については近年その毒性に注目されている。歯を強くすることを否定する論文もある。骨折しやすい骨を作ることに繋がる、神経に悪い作用があるといった健康に悪い面も指摘されている。「フッ化物洗口」の文言を削除することを意見する。</p>
13	<p>フッ化物洗口についての意見です。フッ素は、1%で劇薬指定されている薬物であり中毒症状のおそれがあり、虫歯予防にも大いに疑問があるようです。フッ化物洗口の義務化はやめてください。希望する方についてははされることは自由ですが、拒否する自由は最低限残してください。</p>
14 ～ 22	<p>条例（案）の中に「学校において集団でフッ化物洗口に取り組む」ことが盛り込まれていますが、フッ化物洗口については、下記のとおり、①安全性が確認されていないこと、②虫歯予防の効果も疑わしいこと、③学校で集団で洗口を行うことについては、子どもの人権を侵害すること等の理由から反対です。</p> <p>① フッ素の安全性については、WHOは「フッ化物洗口は6歳以下は禁忌」としている。また、1%で劇薬指定されている薬物で、フッ素はその強い毒性ゆえ、殺鼠剤に使われている。飲み込んだ場合、痛み、吐き気、頭痛などの症状を起こす可能性がある。低カルシウム血症、斑状歯、骨肉腫、アレルギー症状等を引き起こし、発がん性物質の恐れもある。10年以上前の研究論文をよりどころに安全性を謳い、毒性があっても薄めているから安全と主張するが、そこに問題がある。</p> <p>② 研究者の中には「フッ素は虫歯予防の効果がない」と断言する人もいる。多少の効果があるとしても唾液を完全に乾燥させた状態でないと歯に均一に付着しないと主張もある。学校で子どもたちの口の中を完全に乾燥させて洗口するなど不可能である。</p> <p>③ 学校現場での実施に課題がある。学校で集団で洗口することは押し付けであり、子どもの人権を侵害することになる。「しない」を選択している子どもも一部いるが、洗口の時間に水などでうがいをしていて疎外感を体験している。日本弁護士連合会も2011年に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を総理大臣等に提出している。安全性、有効性、必要性・相当性、使用劇薬・安全管理等（実施上の安全性）、追跡調査、環境汚染において問題点があると指摘し、「学校等で集団的に実施されて</p>

	<p>いるフッ素洗口・塗布を中止するように求める」としている。学校現場では「疑わしきは用いない」のが常識です。（同じ意見が、8件ありました。）</p>
23	<p>学校でのフッ素洗口に反対します。学校は教育の場です。学力の保障がいわれている昨今、教職員が負担過重をしてまで学校現場で実施する必要があるのか疑問です。実際、予防接種が集団から個別になり、「説明や問診」を重要視し、医師のもとで行われています。集団フッ素洗口の目指す方向は、時代の流れに逆行しているといえます。学校現場で、薬に頼る健康をめざすことは、健康教育になりません。むし歯予防のために薬品を使うことが必要ならば、保護者が歯科医院で歯科医の指導のもと行われるべきものです。フッ素洗口よりも学力低下を何とかする方法を検討してほしいと思います。</p>
24	<p>「フッ化物洗口」について、以下の理由で強く反対します。 フッ化物は、脳機能への有害な作用があり、発がん性は証明されている。低濃度で利用するにせよ、その頻度は多く、見過ごすことはできない。環境ホルモンとして作用することが指摘されており、環境ホルモンは微量で、広く作用することから、琵琶湖を汚染する。飲用する水にも影響があるのではないかと。子どもや幼児の誤飲による毒性は強く、WHOは94年、6歳以下の子どもへのフッ素洗口は強く禁止するという見解を出している。3歳児検診におけるフッ素塗布も即中止すべきである。いかなる場合も子どもや幼児にフッ素およびフッ素化合物の塗布・洗口は禁止すべきと考えています。市民の健康、子どもの将来を大きく左右する決断は、一部の企業や団体のプロパガンダによって行われるべきではありません。議員さんは「知らなかった」ではすまされない責任があります。</p>
25	<p>「滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例」について、反対の意見です。この中で、教育現場でのフッ化物洗口の実施を勧められていますが、その危険性については、どのようにお考えでしょうか。WHOは「6歳以下は禁忌」としています。発がん物質とも言われています。また、学校など集団で行うことは、押し付けです。医療行為であるフッ化物洗口は、保護者の管理の下で行われるべきです。危険なことを行おうとしている条例は却下してください。</p>
26	<p>フッ素には変異原性があり、染色体異常を起こす物質です。つまりダウン症との関連が考えられます。さらに重要な害は「がん」を特定の部位だけでなく、全体として増加させることが挙げられます。歯そのものへの害としても「斑状歯」があります。WHOでも2003年までは「フッ化ナトリウム」をフッ素洗口用の必須薬として、そのリストに挙げられていましたが、2005年3月からは「必須薬」からは外しています。「してもしなくても虫歯に関しては同程度の効果」しか得られない上に身体全体への害が認められているのですから、権利としてフッ素洗口をするか否かは一人一人が選択できなければならないと考えます。子を持つ親として強制力を伴う条例には強く反対します。</p>
27	<p>学校等におけるフッ素化合物洗口の実施について、フッ素を全ての子どもに強制的に塗布することに反対です。どちらでも選択できるようにしていただきたく思っています。このようなことがもし実施されるのであれば、心配で子どもを学校にやれません。どうぞ選べる権利を与えてくださるようお願いいたします。</p>
28	<p>フッ化ナトリウムを使って口の中を洗浄することは、子どもの健康にとって有害です。有効性があまり認められず、疑問視する歯科医も多い。これを条例化して、強制のように子ども達にほどこすのはどうかと思う。日弁連からも集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書が出されています。滋賀県では、このように有害なものは行わないでほしい。</p>
29	<p>フッ化物洗口については、基本的にフッ化物洗口は保護者の責任のもと、かかりつけ医の直接指導により実施されるべきものだと思います。学校現場で一律全員にフッ化物洗口を実施することには反対です。「フッ化物洗口」については削除して下さい。発がん物質ともいわれています。実際、洗口後に口腔に異常があった子どもの例もあります。アレルギー体質の子どもが増えています。子どもたちの歯は小さい頃からの、行政や母親の歯科保健指導の普及や努力によりう歯の状態は大変よくなっています。今は歯列や歯肉の状態に課題は多くみられます。</p>
30	<p>教育現場に「フッ素洗口」を取り入れる方向に反対します。フッ素化合物の安全性について、「安全」ということが確定的でなく、「フッ素」が劇薬である。それを薄めて</p>

	<p>使用することが本当に安全なのか。説明では、安全と言われているが、反対意見があることを無視するのですか！歯科医指導の下、歯科医院で取り扱っているのに、医師が学校現場に赴くこともないのに使用して、なにか事故があったとき 責任を誰がもつのですか。現場には、いろんな体質の児童生徒がいます。アレルギーは心配ないと言われていますが、100%本当にそうですか。感染症でもないのに、集団の場でする必要のあるものですか。</p>
31	<p>フッ化物洗口は、安全性に疑問がある。虫歯予防は県民の健康維持のために必要である。しかし、虫歯予防の方法は、フッ化物洗口以外にもある。安全性に疑問の残るフッ化物洗口をする必要はない。いたずらに県民の不安をあおるだけである。従って、私はフッ化物洗口の普及に反対する。</p>
32	<p>フッ素洗口・塗布には、急性中毒・過敏症状の危険性があり、フッ素の暴露量、年齢、体質等によっては、歯のフッ素症（斑状歯）の危険性も否定できない。全身影響への懸念も払拭されていない。フッ素洗口・塗布の有効性は、従前考えられてきたより低い可能性があるうえ、フッ素洗口・塗布による併用効果にも疑問がある。むし歯の予防方法はフッ素洗口・塗布以外にも様々あり、学校保健活動上、集団的にフッ素洗口・塗布を実施する必要性・相当性には重大な疑問がある。</p>
33	<p>フッ化物洗口の推進と学校での推進は、大反対です。フッ化物洗口については、様々な問題点が提起されており、予防の効果についても、科学的に確立されてはおらず、反対意見も少なくありません。問題があるものを学校や先生方に責任を押し付けることはやめてください。</p>
34	<p>①フッ素塗布は現在も子どもに措置されていますが、原則として希望者に対してということになっていること、②フッ化物に対する医学的な問題性が指摘されているにも関わらず、県民に選択の余地がない条例設定という形には疑問があること、③条例で県民に押し付けるやり方は極めて横暴と言わざるを得ないことから、子どもへのフッ化物使用に関する条項をすべて削除されることを要望します。</p>
35	<p>私はフッ化物洗口の効能を認めておりますが、もし一律に強制的に制度化するようなら、そのことでフッ化物洗口そのものが否定されてしまうのではないかと危惧します。その効能を信じる方々に対してはそれを受容しやすく、その施行を望まない方々に対してはそれを避けて通る事ができるような道筋を是非、立てていただきたいと思ひます。</p>
36	<p>子どもへのフッ化物洗口推奨に反対します。フッ化物洗口の問題点について、前提として、フッ化物は毒物であるということがあると思ひます。薬害オンブズパーソン会議が意見書を提出フッ素洗口に反対とのことでした。毒物を子どもに投与しないでほしいと思ひます。それほど、虫歯が多くない状況で、実施する意味はあるのでしょうか？地道に歯磨きを推奨するほうが、害もなく、虫歯減少に意味があると思ひます。教育関係者が子どもに対して、フッ化物洗口を推奨する内容部分の削除を求めます。</p>
37	<p>フッ素塗布を教育関係者が推奨する部分に反対します。副作用や害のあるものだという認識や知識も持ちつつ、「親が考え、選択する」というところを基本にさせていただきたいと思ひます。条例ではなく、任意に選択できるものとしての位置付けを守っていただきたいです。</p>
38	<p>啓発として知らしめることは大変良いことですが、フッ化物洗口の条項は口から入る毒性が考えられ大反対です。自己責任で、口腔、歯は守られるべきです。</p>
39	<p>選択の余地があることは大切なことです。第14の学校内におけるフッ化物洗口は全身の健康保持を謳った基本理念にかなうために条例の見直しを願うものです</p>
40	<p>学校園に対してフッ素洗口を強制する条文には全く同意できません。フッ素洗口液は薬物で強い毒性があるとされています。そのような危険なものを園児児童生徒に口に入れることを強制するようなことは到底容認できません。フッ素が有効というなら、希望者が医師のところへ行けばいいのであって、学校園に持ち込むことの意味が理解できません。真に県民の健康を考えた条例になることを強く希望します。</p>

41	フッ化物の応用ですが、昭和30年代、斑状歯（フッ素症歯）地域があり、現在も生きておられる方がまだ多数いらっしゃいます。そういう地域にとっては、フッ素に対する意識も他地域に比べて過剰に反応されることも考えられます。よってフッ化物応用につきましては、柔軟に対応できるような文言にされることを要望します。
42	フッ素の害のことを、しっかり理解した上で、子どもたちへフッ素塗布や学校等においてフッ化物洗口をすることは、人体への危険があるため、一切されないようにされることを、徹底していただくようお願いいたします。フッ素塗布するよりも、家庭や、給食後の歯磨きをしっかりとるように、働き掛けるほうがよろしいかと思えます。
43	歯の健康を求めるならば、危険なフッ素塗布じゃなく、毎日の生活習慣からかえていくことが大切だと思います。子どもへのフッ素の塗布は反対です。
44	仕事や子育てを通じて、医薬品や食物の安全性について問題意識を持っております。洗口法等に用いられるフッ素は、フッ化ナトリウムであり、殺鼠剤や殺虫剤に用いられる劇薬である。フッ化ナトリウムが酸化して生じるフッ化水素はさらに激烈な毒性があり、胃酸でフッ化水素に変化します。フッ素が歯のエナメル質に働いて強化するとされているが、これを証明した報告は無い。誤飲による急性中毒を危惧する勧告を敢えて無視し、幼稚園や養護学校の児童にも洗口法を奨励している。フッ素洗口法を行う幼稚園、学校では事前に説明会を行い、承諾書をとっているというが、毒性について特に理由を示す事も無く問題なしとしている。フッ化事業について、非常に危険な劇薬を扱うため、全国的に反対運動がある中、滋賀県はフッ素洗口事業を推進されている様です。強引な洗口事業の展開を中止していただきたく、意見させていただきました。
45	学校等におけるフッ化物洗口の普及等」について、反対します。フッ素化合物は、毒性があり、誤って体内に取り込んだら危険であること、個人の見解でフッ化物洗口するのは自由だが、学校という場で全員に強制することは許されないからである。
46	私が小学生だった時、フッ素洗口の安全性に疑問があるという親の判断でフッ素洗口の時間にクラスでたった一人行いませんでした。親の判断のせいにならないように、安全への疑いがあれば学校で一斉にすべきではないと思います。フッ素洗口を義務化する条例づくりを見直すようお願いいたします。
47	フッ素洗口が学校に取り入れられると、劇薬を集団で口にさせるということになる。その危険性を認識すべきである。フッ素は個人的に歯科医院で塗布される場合は歯をきれいにしてからであり、清潔が保たれてない状態でのフッ素洗口に効果があるのか疑問が残る。学校でフッ素洗口を入れることに反対である。
48	フッ化洗口の集団実施は、時代に逆行しています。何故危険な薬物を口に含むのか分かりません。今アレルギー等の対応で一人一人が違った処置が必要な時節に集団で誰もかれもいっしょで行うのは危険です。誤嚥が心配です。
49	第14の学校等におけるフッ化物洗口の普及等の全文、3の学校等におけるフッ化物洗口口の普及等の文言の削除を求めます。日本弁護士連合会等より意見書等が提出されており、国の示した「歯科口腔保健の推進に関する基本事項」に則って、う蝕予防方法としてのフッ化物の応用を是としたうえで、今回の条例案に取り入れられることは意見書を顧みないものであり、削除を求めます。
50	フッ化物洗口について、子どもの命・安全に関わるものを推進し、学校で強制することに反対します。薬に頼らず、しっかり歯磨きする、体にいいものを食べることが大切ではないでしょうか。少しでも疑わしい危険なものを集団で学校の間でする意味がわかりません。子どもたちを危ない目にあわさないでください。子どもたちのために、歯ブラシ配布、指導や検診の充実など違う方法で歯の健康づくりを考えてください。

51	<p>学校等におけるフッ化物洗口の普及等の推進に反対します。学校等で強制的に子どもへ求められた場合は保護者として、拒否します。医者がいいと言われたから単にいいものだと理解しているのか。子ども達が犠牲になる必要もないですし、貴重な県税を将来を担う子ども達への健康被害に使うことも許しがたいことです。大人も子どもも、歯磨きだけで充分です。歯の健康推進・指導・虫歯予防等を要綱にするならば、歯磨き指導を徹底する要綱にして下さい。</p>
----	---